

新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー
募集要項



平成 30 年 11 月 7 日

新 潟 市

1 主旨

新潟市(以下「市」という。)は、新潟市アイスアリーナ(以下「本施設」という。)の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名などの広告機会を提供し、これにより得られる対価を財源とした、スポーツ振興事業の拡充を図ることを目的として、ネーミングライツパートナー(以下「パートナー」という。)を募集します。

【参照:別紙1「新潟市アイスアリーナネーミングライツ事業実施要綱」】

2 ネーミングライツ事業の概要

(1)内容

市は、本施設の愛称を命名する権利を取得する企業等を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価としてパートナーにご負担いただく命名権料を、スポーツ振興事業の拡充に役立てます。

実施に際して、市は愛称を積極的に使用することとし、パートナーと市、市民の3者にとって効果が得られる取り組みとします。

ただし、愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で規定する施設の正式名称「新潟市アイスアリーナ」を変更するものではありません。

(2)効果

| | |
|-------|---|
| パートナー | <ul style="list-style-type: none">・宣伝効果 愛称の本施設などへの掲示、広報媒体への掲載、大会やイベントの開催を通じたマスメディアへの反復露出などにより、企業やブランド、商品名の宣伝効果が期待できます。・地域社会への貢献 ネーミングライツ事業を通じて、市の公共施設およびスポーツ振興事業を支援することで社会への貢献を果たすことができるとともに、イメージアップや競合他者との差別化が図れます。・施設の利用 パートナーが施設を利用できる日を設けます。 社員の福利厚生や、顧客・株主招待といった利害関係者との関わりなどにも活用できます。 |
| 市・市民 | <ul style="list-style-type: none">・スポーツ振興事業の拡充 命名権料を財源として、市が行うスポーツ振興事業を拡充し、市民に提供します。・施設への愛着の向上 呼びやすい、親しみやすい愛称の命名により、市民の施設への愛着が向上します。 |

3 募集内容

(1) 対象施設

新潟市アイスアリーナ（新潟市中央区鐘木 257-17）

本州日本海側唯一の通年利用可能な氷上スポーツ施設として、平成 26 年 2 月にオープンしました。

【参照：別紙 2 「新潟市アイスアリーナ施設概要」】

(2) 提案金額

契約金額 年額 800 万円以上(消費税込)

※1 万円単位で提案してください。

※今後、屋内広告掲載を募集し、他企業の広告が掲載される可能性があります。

(3) 契約期間

3 年以上の 1 年単位で、提案者の希望する期間

〔 始期:2019 年 4 月 1 日
終期:2022 年以降の各年 3 月 31 日で、提案者の希望する日 〕

(4) 費用負担

| 区分 | パートナー | 市 | 指定管理者 |
|----------------------------------|-------|---|-------|
| 市および本施設の印刷物、ホームページへの掲載 | | ○ | ○ |
| 施設及び車輛等への名称看板の設置、維持管理および契約終了時の撤去 | ○ | | |
| 愛称による第三者の商標権等の侵害 | ○ | | |

※詳細は契約時に協議します。

※ただし、施設及び車輛等の名称看板の変更等、現地での工事が必要なものについては、掲出開始時期について協議の上、調整させていただく場合があります。

(5) 愛称の条件

- ①企業名やブランド名、商品名などを用いた愛称を命名することができます。
- ②市民が呼びやすく、親しみやすい愛称を命名してください。
- ③施設イメージに合った、分かりやすい愛称を命名してください。
- ④契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑤場合により愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。
- ⑥愛称および愛称看板が新潟市広告掲載要綱第 3 条 1 号から 5 号まで及び 7 号から 9 号までの各号に該当するものは認められません。

【参照：別紙 3 「新潟市広告掲載要綱」】

(6) パートナーメリット

- ① 本施設の愛称命名権
 - ・(5)の条件に合う愛称を命名してください。
 - ② 本施設, 車輛等への愛称看板の設置
 - ・建物の外壁 2 か所(エントランス上部, 建物北側壁面)
 - ・送迎バス 2 台(土・日・祝日は本施設と新潟駅を 30 分おきにシャトル運行)
 - ・整氷車 2 台(概ね 2 時間おきにリンクを整氷)
 - ③ 本施設利用権
 - ・4~9 月のうち, 大型連休期間を除く 1 日を, 専用利用日とすることができます。
 - ・職員の福利厚生やイベント開催, 株主へのアピールなど, アイディア次第で活用してください。
 - ④ 本施設 HP へのバナー広告の掲示
 - ⑤ その他, 希望があれば契約交渉時に協議
- 【参照:別紙 4 「パートナーメリットの概要」】

(7) 命名権料の充当先 (スポーツ振興事業の拡充案)

命名権料は, 氷上スポーツの底辺拡大や, ジュニア層の競技力向上をはじめとしたスポーツ振興に役立てます。

※命名権料を充当して行った事業はパートナーに報告し, HP で市民に公表します。

4 応募資格

(1) 応募できる企業等

法人格を有する企業, 団体およびそれらのグループが応募の対象です。ただし, 以下の者は除きます。

- ・新潟市広告掲載基準 第 4 条に規定する業種を営む者又は事業者

【参照:別紙 5 「新潟市広告掲載基準」】

- ・国, 都道府県, 市町村に納めるべき税金に未納がある者
- ・暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。), 暴力団員(同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 応募の代理

応募にあたり, 広告代理店を通じた書類の提出を認めます。この場合, 委任状【様式 2】を合わせて提出してください。

5 応募方法

(1)応募期間

平成 30 年 11 月 7 日(水)から平成 30 年 12 月 7 日(金)まで

(2)提出書類

- ①ネーミングライツパートナー申込書【様式 1】
- ②企業等の概要(沿革, 業務内容など)に関する資料(任意様式)
- ③定款, 寄附行為, 規約等
- ④登記事項証明書(商業登記 現在事項証明)
- ⑤国, 都道府県, 市町村に納めるべき税金に未納がないことを証明する書類
- ⑥社会貢献活動の実施状況が分かる資料(任意様式)
- ⑦直近 3 期分の損益計算書および貸借対照表(またはこれに代わる書類)
- ⑧委任状(広告代理店を通じて応募する場合のみ)【様式 2】

(3)提出方法

提出書類を全てまとめ, 以下のいずれかの方法で提出してください。

①郵送

書留郵便など配達履歴が残る方法で, 応募期間の最終日必着で郵送してください。

②持参

応募期間の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前 9 時 00 分から正午および午後 1 時から 5 時までの間に, 提出先に直接ご持参ください。

(4)提出先

①郵送

〒951-8550(専用番号)

新潟市役所 スポーツ振興課 アイスアリーナ担当

②持参

新潟市役所 白山浦庁舎 1 号棟 2 階 スポーツ振興課

(新潟市中央区学校町通 1-602-1)

(5)質問の受付

パートナーの募集に関する質問を, 以下の方法で受け付けます。

①受付期間

平成 30 年 11 月 19 日(月)から平成 30 年 11 月 22 日(木)午後 5 時まで

②受付方法

「ネーミングライツパートナーの募集に関する質問書」【様式 3】に必要事項を記載のうえ, 当該電子ファイルを添付した電子メールを③の送付先に送信してください。

送信者へは、着信確認を返信します。

③送付先

新潟市役所 スポーツ振興課

E-mail: sports@city.niigata.lg.jp

電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

④回答方法

受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、市ホームページ (https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/sport/sport_shisetsu/arena/nr.html) に掲載して回答します。

(6)応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届(任意様式)を提出してください。

6 選定方法

(1)優先交渉者の選定

提出書類に基づき、新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー選定委員会が総合評価を行い、ネーミングライツ事業契約の優先交渉者を選定します。

優先交渉者は市と協議を行い、契約を締結してパートナーとなります。

(2)評価基準

評価は以下の項目及び配点で総合的に行います。なお、詳細はネーミングライツ評価基準に定めます。

| 評価項目 | 配点 | 評価内容 |
|------------------|----|--|
| 金額及び期間 (価格審査) | 50 | 価格審査点 = 配点 × (比較金額 / 最高比較金額) 比較金額 = 提案契約金額 × (1 + 0.1 × 提案契約年数) |
| 愛称 | 30 | 分かりやすさ、施設イメージとの整合、親しみやすさ |
| 適格性 | 20 | 応募者の経営安定、社会貢献 |

【参照:別紙6「ネーミングライツ評価基準」】

(3)提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ①応募資格を有しない者が提出したもの
- ②評価項目の「愛称」及び「適格性」の評価が著しく低いもの
- ③提出書類に虚偽があるもの
- ④その他応募および選定に関し不正があったとき

(4) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

(5) 結果の公表

市と優先交渉者が協議を行い、ネーミングライツ事業契約を締結した場合は、パートナー名、本施設の愛称、契約金額、契約期間を公表します。

なお、パートナー以外の応募者の情報は、原則として公表しません。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ① 優先交渉者の選定後、市と優先交渉者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。
- ② 優先交渉者と契約の締結に必要な協議が整わない場合、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。
- ③ 施設の周知・広報や施設名の掲示などの事前準備に必要な事項は、契約締結日以降に行えることとします。

(2) 契約の解除

契約締結後に、パートナーが以下のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができます。

なお、この場合、現状回復等に必要な費用はパートナーが負担するものとし、残る契約期間の契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として負担していただきます。

- ① 契約に違反したとき
- ② 「4 応募資格」に規定する資格を満たさなくなったとき
- ③ 社会的に著しい不祥事や反社会的な行為を行ったことにより、本施設のイメージが損なわれる恐れが生じたとき

(3) 次回契約の優先交渉権

パートナーは、次回の契約について優先的に交渉できるものとします。

8 スケジュール

パートナーの選定から契約期間の開始までは、以下のスケジュールで行う予定です。

| | |
|----------|--------------------|
| 平成30年12月 | ネーミングライツパートナー審査委員会 |
| 12月 | 優先交渉権者との協議 |
| 12月 | 契約締結(契約内容の公表) |
| 平成31年 1月 | 施設パンフレット, HP作成 |

| | |
|------|----------|
| 3月 | 施設外壁看板設置 |
| 4月1日 | 契約期間開始 |

9 担当部署

新潟市役所 スポーツ振興課 アイスアリーナネーミングライツ事業担当

〒951-8550(専用番号)

新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話:025-226-2591(直通)

E-mail: sports@city.niigata.lg.jp

緊急の場合を除き, 連絡は電子メールでお願いします。

電子メール件名は, 「【アイスアリーナ NR】〇〇〇〇〇〇について」としてください。